

薬剤耐性感染症等による医療関連感染への保健所対応に対する専門家による支援事業 規約

平成 28 年 9 月

1. 薬剤耐性感染症等による医療関連感染への保健所対応に対する専門家による支援事業（以下、本事業）は、薬剤耐性感染症等による医療関連感染等に保健所が対応する際に、現場の行政関係者および感染予防・管理の専門家が適切に連携して対応することに資することを目的とする。
2. 本事業は、当面、地域保健総合推進事業「新興再興感染症対策等健康危機管理推進事業」薬剤耐性（AMR）対策グループの活動として行い、同事業の要綱に基づき必要な経費を支出する。
3. 本事業の参加者は、原則として「新興再興感染症対策等健康危機管理推進事業」薬剤耐性（AMR）対策グループメンバーと、本事業へ協力する感染予防・管理の専門家（以下、協力専門家）とする。
4. 本事業では、薬剤耐性感染症を中心とする医療関連感染等への対応について次のような活動を行う。
 - （1）管内の医療機関や社会福祉施設等に薬剤耐性感染症等の医療関連感染があり、もしくは感染対策上の課題などがあり、当該機関から届出もしくは相談を受けた保健所長が、その対応にあたって専門的な支援を求める場合において、可能な範囲で協力専門家の紹介を行う。協力専門家は基本的には、保健所への支援活動をとおした（又は、介した）支援を行う。なお、薬剤耐性感染症以外の医療関連感染症対応に関しても、保健所が対応に難渋する等、協力専門家の支援を必要とする場合は、可能な範囲で協力専門家の紹介を行う。
 - （2）上記（1）において、協力専門家は保健所の活動に対して専門的見地から支援を行い、直接的に医療機関や社会福祉施設を支援するものではない。対象施設に協力専門家が同行する場合は、相手施設の同意が必要である。また、支援に従事した協力専門家は支援内容に関して、当該保健所や対象施設の同意なく公表してはならない。
5. 本事業に参加する協力専門家の名簿およびプロフィールは、原則として保健所長に対して公開するとともに、同意があれば医療関係者にも公開する。

注 当面、本事業への協力専門家リストの管理者は 薬剤耐性（AMR）対策グループの世話役である 永野美紀 が担当する。

